

令和5年4月吉日

お客さま各位

東予信用金庫

### 未利用口座管理手数料の新設について

平素より、東予信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年10月1日から、長期間ご利用のない預金口座（以下「未利用口座」）を対象に「未利用口座管理手数料」を新設しますので、お知らせします。

対象となる口座をお持ちのお客さまには、ご負担をいただくこととなりますが、当金庫は一層のサービス向上を目指してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### （1）手数料新設日

令和5年10月1日

##### （2）概要

対象となる口座 （未利用口座）	普通預金口座（決済用普通預金を含む）・納税準備預金口座・貯蓄預金口座で、最終のお取引（入出金等）から2年以上お取引のない口座 ※令和5年10月1日以降に開設された新規口座が対象です。 ※対象となるお客さまには、事前に書面によるご案内をいたします。
対象外となる 口座	以下のいずれか一つでも該当する口座は対象外となります。 ・残高が10,000円以上の口座 ・同一店舗において、定期性預金・保険などの預かり金融資産等の取引がある。 ・同一店舗において、借入（カードローン契約含む）がある。 ・個人のお客さまで、年齢が18歳未満である。
手数料金額	年間1,320円（消費税込み）
手数料の引落	未利用口座の対象となった後、一定期間（3カ月）お取引がない場合に、本手数料を当該口座から引落としいたします。
口座の自動解約	当該口座の残高が本手数料に満たない場合、残高全額を手数料の一部として引落しを行い、当該口座を自動的に解約します。 なお、ご負担いただいた手数料のご返却、および解約後の口座の再利用は応じかねますので予めご了承ください。 ※お客さまの口座残高を超えたご負担はございません。 ※口座解約後の、お客さまのお手続きは一切ございません。

以上